

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

		資料番号	6-4	担当課	農地・担い手対策室
法令名	農地中間管理事業の推進に関する法律	根拠条項	8-3	許認可等の内容	農地中間管理事業規程の認可及び変更の認可
<p>○農地中間管理事業の推進に関する法律（抄） （平成25年12月13日法律第101号）</p> <p>第8条 農地中間管理機構は、農地中間管理事業の開始前に、農地中間管理事業の実施に関する規程を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2（略）</p> <p>3 都道府県知事は、第1項の認可の申請があった場合において、当該申請に係る農地中間管理事業規程が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その認可をしなければならない。</p> <p>一 基本方針に適合し、かつ、農地中間管理事業の実施方法が適正かつ明確に定められていること。</p> <p>二 前項第1号に掲げる事項が、農地中間管理事業が効率的かつ効果的に実施され、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高いと見込まれるものであること。</p> <p>三 前項第2号に掲げる事項が、農用地等として利用することが著しく困難であるものを 対照に含まないことその他農用地等の形状又は性質に照らして適切と認められるものであり、かつ、第17条第1項の規定による募集に応募した者の数、その応募の内容その他地域の事情を考慮して農地中間管理権を取得することを内容とするものであること。</p> <p>四 前項第3号に掲げる事項が、次に掲げる事項を内容とするものであること。</p> <p>イ 農用地等の所有者（当該農用地等について所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む。以下この号において同じ。）からの申出に応じて農地中間管理権の取得に関する協議を行うほか、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために特に必要があると認められる場合に農地中間管理機構が農用地等の所有者に対し当該協議を申し入れること。</p> <p>ロ 農地中間管理権の取得に当たって、当該取得した農地の貸付けを円滑に行う観点から、農地法第32条第1項各号のいずれかに該当する農地について、当該農地の所有者（その農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者。以下このロにおいて「所有者等」という。）が農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずることにより当該農地の貸付けが行われると見込まれる場合に、農地中間管理機構が、所有者等に対し当該措置を講ずることを促すこと。</p> <p>ハ 農地中間管理権の取得に当たって、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農用地等の所有者に対し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定による土地改良事業が行われることがあることについて説明すること。</p> <p>五 前項第4号に掲げる事項が、次に掲げる事項を内容とするものであること。</p> <p>イ 地域の農業の健全な発展を旨として、公平かつ適正に農用地等の貸付けの相手方の選定及びその変更を行うこと。</p> <p>ロ 第18条第1項に規定する農用地利用配分計画の決定に当たって、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農用地等の貸付けの相手方に対し、土地改良法第87条の3第1項の規定による土地改良事業が行われることがあることについて説明すること。</p> <p>六 前項第5号に掲げる事項が、農用地等の貸付けが確実に行われると見込まれる場合に実施することを内容とするものであること。</p> <p>七 特定の者に対し不当に差別的な取扱いをするものでないこと。</p> <p>4 農地中間管理機構は、第1項の認可を受けたときは、その農地中間管理事業規程を公表しなければならない。</p> <p>5 都道府県知事は、第1項の認可をした農地中間管理事業規程が農地中間管理事業の的確な実施上不適当となったと認めるときは、農地中間管理機構に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。</p>					